新潟県野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

令和８年１０月

新　　潟　　県

目　次

Ⅰ　目的等 …… 1
Ⅱ　野鳥サーベイランス調査の目的 …… 1
Ⅲ　危機管理体制の構築 …… 1
　図-１　連絡体制
Ⅳ　検査優先種 …… 2
　表-１　野鳥の検査優占種
Ⅴ　対応レベル …… 3
　１　対応レベルについて
　２　９～４月末における対応
　３　５～８月末における対応
Ⅵ　検査の実施 …… 4
　１　早期警戒期間
　　表-２　早期警戒期間（９～10月）中の調査実施内容
　２　早期警戒期間以外の期間
　　表-３　野鳥における対応レベルの実施内容
　　表-４　国内希少野生動植物種の鳥類
　　表-５　検査体制
Ⅶ　高病原性鳥インフルエンザ発生後の対応について …… 6
　１　野鳥監視重点区域の指定
　２　公表
　３　公表後の周辺住民への対応
　４　野鳥監視重点区域内の調査
　　表-６　野鳥監視重点区域内における対応
　５　野鳥監視重点区域の解除
　　図-２　野鳥監視重点区域の解除タイミング模式図
Ⅷ　対応の流れ …… 9
　１　現場の状況等の確認
　（１）電話等による通報の場合
　（２）一般住民等から死体が持ち込まれた場合
　（３）傷病鳥獣としての衰弱個体の通報・搬入等の対応
　（４）住民からの通報に市町村・警察が対応した場合
　２　死亡個体の回収と回収地点の消毒等
　（１）死亡野鳥等の回収
　（２）回収地点の消毒
　　参考　消石灰の使い方、消毒方法と消毒薬について
　（３）死亡個体の保管と廃棄
　３　調査実施の判断
　（１）種の特定と調査の要否診断
　（２）調査の必要がない場合
　（３）調査が必要な場合
　４　検査試料の採取及び簡易検査の実施
　５　簡易検査の結果
　（１）検査結果が陽性の場合
　（２）検査結果が陰性の場合
　６　試料及び死亡個体の保管及び廃棄
　７　遺伝子検査の結果
　　図-３　業務フロー図
Ⅸ　その他 …… 20
　１　関係機関との連携、啓発
　２　人の健康管理
　３　接触者への調査等
　４　集団渡来地等で発生した場合
　　図-４　野鳥監視重点区域外の地点を強化する場合の模式図
　５　哺乳類のサーベイランス（調査）について
　　表-７　哺乳類の検査優先種
　　表-８　哺乳類における検査基準
　　図-５　哺乳類の検体のフロー
Ⅹ　愛鳥センターにおける傷病鳥獣等の収容 …… 27
　１　通常時の防疫体制について
　２　一般住民等から傷病鳥獣の搬入があった場合の対応
　３　収容鳥獣等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合
Ⅺ　トキにおける対応 …… 28
　１　全体フロー図
　　図-６　トキの連絡体制
Ⅻ　天然記念物等における対応 …… 29

Ⅰ　目的等

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の迅速な対応と感染拡大の防止を図るため、野鳥等の高病原性鳥インフルエンザウイルスのモニタリングを効率的に行い、関係機関との連携・協力のもと、高病原性鳥インフルエンザの早期発見と大量発生時の円滑な対応等の実施を図ることを目的に、このマニュアルを定める。

なお、詳細については、環境省自然環境局「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（令和８年９月）（以下、「環境省マニュアル」という。）」によるものとする。

Ⅱ　野鳥等サーベイランス調査の目的

野鳥で高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス調査を行う目的は次のとおり。

① 野鳥が海外から日本に高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込んだ場合に早期発見する。

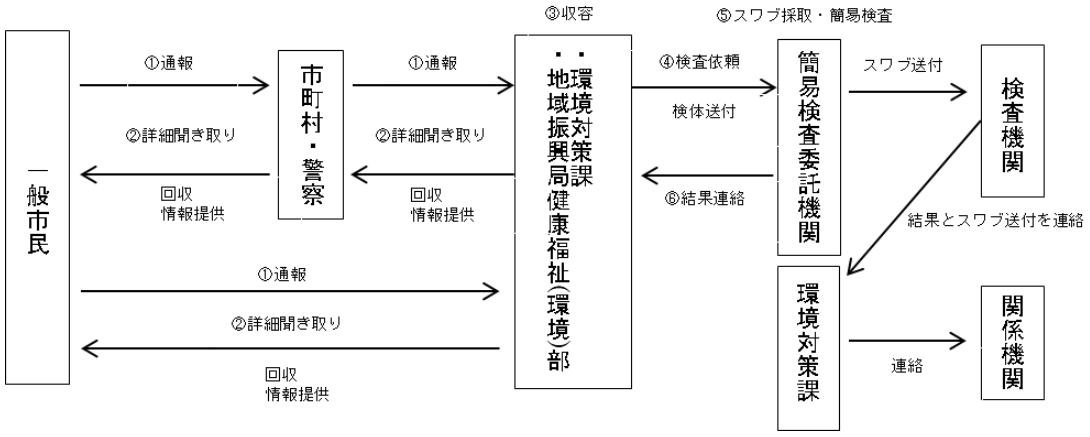
② 高病原性鳥インフルエンザウイルスにより国内の野鳥が死亡した場合に早期発見する。

③ 野鳥等や家きん及び飼養鳥等において高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、環境省マニュアルⅢ調査の準備と方法によりウイルスの感染範囲を把握する。

Ⅲ　危機管理体制の構築

鳥獣行政担当部局として野鳥等の生息状況等の情報収集を行うとともに関係行政部局間での情報の交換・共有化を図り対応することとする。

また、各地域機関においては、関係行政部局及び管内市町村との連絡協力体制を構築するとともに、緊急事態に備え、夜間・休日における連絡・対応の体制を整備する。



図−１　連絡体制

Ⅳ　検査優先種（死亡野鳥等調査の対象種）

検査優先種は、環境省マニュアルの表I-4(p.9)により、次のとおり定められている。

表-１　野鳥の検査優先種

検査優先種1（24種）	主に早期発見を目的とする。高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。死亡野鳥等調査での感染確認率が5%以上であった種。	
カモ目　カモ科	カモ目　カモ科（続き）	チドリ目　カモメ科
ヒシクイ	オナガガモ	ユリカモメ
マガン	コガモ	ウミネコ
シジュウカラガン	キンクロハジロ	タカ目　タカ科
コクチョウ*	カイツブリ目　カイツブリ科	クマタカ
コブハクチョウ*	カイツブリ	オジロワシ
コハクチョウ	カンムリカイツブリ	オオタカ
オオハクチョウ	ツル目　ツル科	ノスリ
オシドリ	マナヅル	ハヤブサ目　ハヤブサ科
ヒドリガモ	タンチョウ	ハヤブサ
	ナベヅル	その他、重度の神経症状**が観察された野鳥全般
検査優先種2（22種）	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。	
カモ目　カモ科	チドリ目　ウミスズメ科	タカ目　タカ科
マガモ	ハシブトウミガラス	ツミ
トモエガモ	ウミガラス	トビ
ホシハジロ	ケイマフリ	オオワシ
スズガモ	ウミスズメ	フクロウ目　フクロウ科
カイツブリ目　カイツブリ科	エトロフウミスズメ	シマフクロウ
アカエリカイツブリ	ウトウ	フクロウ
チドリ目　シギ科	アビ目　アビ科	スズメ目　カラス科
ハマシギ	オオハム	カケス
チドリ目　カモメ科	ペリカン目　トキ科	
セグロカモメ	クロツラヘラサギ	
オオセグロカモメ		
検査優先種3	感染の広がりを把握することを目的とする。水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、検査優先種1・2に含まれないカモ科、カイツブリ科等の種、また鳥類を捕食する種として検査優先種1・2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。	
カモ目　カモ科	チドリ目　ウミスズメ科	タカ目　ミサゴ科
検査優先種1、2以外全種	検査優先種2以外全種	ミサゴ
カイツブリ目　カイツブリ科	アビ目　アビ科	タカ目　タカ科
検査優先種1以外全種	検査優先種2以外全種	検査優先種1、2以外全種
コウノトリ目　コウノトリ科	ペリカン目　サギ科	ハヤブサ目　ハヤブサ科
コウノトリ	アオサギ	検査優先種1以外全種
カツオドリ目　ウ科	ツル目　ツル科	フクロウ目　フクロウ科
カワウ	検査優先種1以外全種	検査優先種2以外全種
チドリ目　カモメ科	ツル目　クイナ科	スズメ目　カラス科
検査優先種1、2以外全種	オオバン	ハシブトガラス、ハシボソガラス

＊　外来種

＊＊　重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（環境省マニュアル情報編p.118図V-5参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることができないもの

Ⅴ　対応レベル

高病原性鳥インフルエンザの発生状況により環境省が以下を基本として対応レベルを設定し、都道府県鳥獣行政担当部局等に通知する。県は対応レベルに応じた調査を実施する。

１　対応レベルについて

◆　対応レベル１：発生のない時（通常時）

◆　対応レベル２：国内単一箇所において野鳥等、家きん及び飼養鳥（※）で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）

◆　対応レベル３：国内単一箇所発生から28日間以内に国内の他の箇所において、野鳥等、家きん及び飼養鳥（※）で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※　環境試料（糞便、水等）や哺乳類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合を含む

ただし、近隣国における発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもある。

なお、感染の確認（発生）とは、遺伝子検査あるいはウイルス分離検査で高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合とする。

２　９～４月末における対応

◆　渡り鳥（ガンカモ類）が国内に飛来し始める９月から繁殖地へ戻るための北上がおおむね完了する４月末までは、全国一律で対応レベルの引き上げ、引き下げを行う。

◆　早期警戒期間（９～10月）は上記対応レベルにかかわらず、対応レベル３相当として対応する。早期警戒期間終了後は、対応レベルに応じた対応とする。

３　５～８月末における対応

◆　渡り鳥（ガンカモ類）の春の渡りが国内のほとんどの地域で見られなくなる５月から、秋の渡りが始まる８月末までは、新規に発生あるいは発生が継続している地域のみを対象に対応レベルの引き上げ・継続を行うこととし、その対象地域は，原則として「当該都道府県及び陸地で隣接する都道府県」とする。なお、島嶼で新規に発生あるいは発生が継続している場合の対応レベルの引き上げ・継続の対象は、原則として「当該島嶼のある都道府県のみ」とする。

例）４月末において、北海道の複数地点で高病原性鳥インフルエンザが確認されており、野鳥監視重点区域の解除予定日が５月以降で全国の対応レベルが３
→５月１日以降は北海道のみ対応レベル３となり、新潟県は対応レベル１

Ⅵ　検査の実施

早期警戒期間とそれ以外の期間における対応は以下のとおりとする。いずれの期間においても、検査の実施要否は環境省マニュアル表I-2に基づき、次のとおり判断する。

なお、腐敗や乾燥等の状態で死後数日が経過している場合やスワブの採取ができないほど死体の損傷が激しい場合等、死亡個体が検査に適さない場合は実施を見送る。

◆　死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。沿岸・海洋の場合は海流等の環境を鑑み関連した場所）で数日間（おおむね3日間程度）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡の原因が他の要因（衝突死や交通事故等）であることが明瞭なものは除く。

◆　見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

◆　重度の神経症状を呈している、野鳥監視重点区域で感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には、鳥種や羽数に関わらず検査対象とする。

◆　継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査数を減らす等、検査の効率化を図っても差し支えない。

◆　国内希少野生動植物種については、検査優先種であるか否かにかかわらず、その希少性や生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り1羽から検査を実施する。

１　早期警戒期間

渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点から、毎年９～10月を「早期警戒期間」として、死亡野鳥等調査を強化する。具体的には、早期警戒期間中は、対応レベル３相当として、検査優先種１と２については、１羽から、検査優先種３は３羽から、その他の種は５羽以上の死亡個体の検査を基本とする。ただし、全国の対応レベルは国内の発生状況に応じて別途決定される。

また、早期警戒期間中は野鳥の種類にかかわらず簡易検査委託機関において採材及び簡易検査を実施する。

その後、簡易検査委託機関は試料を環境省が指定する遺伝子検査機関へ送付し、国が遺伝子検査を実施する。

表-２　早期警戒期間（９～10月）中の調査実施内容

鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
情報収集 監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上

２　早期警戒期間以外の期間

対応レベルに基づいて死亡野鳥等調査を実施する（表-３）。なお、簡易検査は国内希少野生動植物種（表-４）に限り実施するが、一般野鳥についても簡易検査委託機関において採材し、国が遺伝子検査を実施する。

表-３　野鳥における対応レベルの実施内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
対応レベル1	情報収集 監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
野鳥監視 重点区域	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上

表-４　国内希少野生動植物種の鳥類（45種）

カモ目カモ科
- シジュウカラガン(1)

チドリ目ウミスズメ科
- エトピリカ
- ウミガラス(2)

チドリ目シギ科
- ヘラシギ
- アマミヤマシギ
- カラフトアオアシシギ

コウノトリ目コウノトリ科
- コウノトリ(3)

ペリカン目トキ科
- トキ
- クロツラヘラサギ(2)

ハト目ハト科
- キンバト
- アカガシラカラスバト
- ヨナグニカラスバト

タカ目タカ科
- イヌワシ(3)
- オガサワラノスリ(3)
- チュウヒ(3)
- オジロワシ(1)
- オオワシ(2)
- クマタカ(1)
- カンムリワシ(3)

ハヤブサ目ハヤブサ科
- ハヤブサ(1)

キジ目キジ科
- ライチョウ

ツル目ツル科
- タンチョウ(1)

スズメ目ホオジロ科
- シマアオジ

ツル目クイナ科
- シマクイナ
- ヤンバルクイナ

スズメ目アトリ科
- オガサワラカワラヒワ

スズメ目ミツスイ科
- ハハジマメグロ

スズメ目モズ科
- アカモズ

スズメ目ヒタキ科
- オオセッカ
- アカヒゲ
- ホントウアカヒゲ
- アカコッコ
- オオトラツグミ

スズメ目ヤイロチョウ科
- ヤイロチョウ

カツオドリ目ウ科
- チシマウガラス

ペリカン目サギ科
- オオヨシゴイ

キツツキ目キツツキ科
- オーストンオオアカゲラ
- ミユビゲラ
- ノグチゲラ

ミズナギドリ目アホウドリ科
- アホウドリ

ミズナギドリ目ウミツバメ科
- クロコシジロウミツバメ

ミズナギドリ目ミズナギドリ科
- オガサワラヒメミズナギドリ
- セグロミズナギドリ

フクロウ目フクロウ科
- ワシミミズク(3)
- シマフクロウ(2)

（参考）環境省ホームページ
国内希少野生動植物種一覧https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html
下線は検査優先種、カッコ内は検査優先種のレベル

表−５　検査体制

時期	対応	対応レベルの引上げ等	簡易検査
9/1～10/31 （早期警戒期間）	対応レベル３ （野鳥監視重点区域内を除く）	全国一律	種類を問わず実施
11/1～翌4/30	全国の対応レベルによる		国内希少野生動植物種に限り実施（※）
5/1～8/31	個別の対応レベルによる	新潟県及び隣県の発生状況による	

※簡易検査を省略する場合でも、簡易検査機関に検体を送付し採材を行う。

Ⅶ　高病原性鳥インフルエンザ発生後の対応について

１　野鳥監視重点区域の指定

以下のいずれかの段階で、発生地周辺（野鳥の死亡個体や衰弱個体、野生の哺乳類の死亡個体や衰弱個体が回収された場所、糞便等の環境試料が採取された場所、又は飼養鳥や飼養哺乳類、家きんの死亡個体や衰弱個体が回収された場所から半径10km以内）を環境省が野鳥監視重点区域に指定する。

◆　国内で野鳥及び野生哺乳類における高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：死亡野鳥等調査において、簡易検査が陽性となった場合又はＡ型インフルエンザウイルスM遺伝子が確認された場合

◆　国内で野鳥及び野生哺乳類における高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：死亡野鳥等調査、あるいは大学・研究機関等の調査で採取した環境試料（糞便、水等）等の検査において、高病原性のＨ５亜型又はＨ７亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合

◆　飼養鳥及び飼養哺乳類で高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：調査において簡易検査が陽性となった場合又はＡ型インフルエンザウイルスM遺伝子が確認された場合

◆　飼養鳥及び飼養哺乳類で高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：調査において高病原性のＨ５亜型又はＨ７亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合

◆　家きんで高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：疑似患畜が確認された場合

また、家きんで発生した場合は、野鳥の監視のために発生農場や発生飼養施設に立ち入るかは、防疫作業を実施する家畜保健衛生所等の指示に従う。

２　公表

環境省は、国内における野鳥等の高病原性鳥インフルエンザの発生等の情報（簡易検査あるいは遺伝子検査段階において陽性の場合も含む）を確認した場合は、発生地点の情報（原則として、市町村名までとする。ただし、公園等の利用者や地域住民に対して適切な情報発信や注意喚起をすべき場合等、環境対策課が必要と判断した場合は、この限りではない。）、陽性となった野鳥等の情報、野鳥監視重点区域

の指定状況、大量死等の異常等について、全国の情報を取りまとめて公表する。公表については、環境対策課と環境省が調整の上、原則として同時に行う。

公表方法は、次に掲げる特に注意すべき事例については報道発表することとし、それ以外の緊急性が高くない案件については、環境省等のホームページに掲載する等、環境省と環境対策課でその取り扱いを調整する。

・野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合

・動物園等の飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合

・野鳥監視重点区域解除により対応レベルに変更がある場合

簡易検査あるいは遺伝子検査（M遺伝子の確認）が陽性の段階で公表する場合は、病原性の高低が未確定であり、遺伝子検査（H5/H7亜型の有無、病原性の確認）又はウイルス分離検査において陰性となる場合もあることを明記する。

なお、過去には報道関係者によって感染が拡大したと疑われる事例もあることから、取材のための現地への立入は自粛を要請する。現地報道機関より監視や調査映像等の写真を要望された場合には、環境対策課から提供することを基本とする。

３　公表後の周辺住民への対応

県環境部局は、市町村を通じて速やかに周辺住民に情報提供を行い注意喚起する。また、高病原性鳥インフルエンザの発生時には、自宅や学校などに飛来する野鳥が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染しているのではないか、野鳥との接し方をどのようにすればよいのか等、地域住民は様々な不安を抱くことが想定される。

無用な混乱を防ぐため、環境部局は、家畜衛生部局や、保健衛生部局等と協力して臨時相談窓口などを設置し、住民の相談に対応する。

本疾患は本来鳥の疾患であり、人への感染はまれであることや野鳥との接し方など、基本的な知識を迅速かつ適切に提供する必要がある。これらについては、死亡野鳥の取り扱い方法を含め、環境部局は日頃からホームページなどを通して普及に努める。

また、発生状況や対策の実施状況、次項で述べる調査の実施状況、結果などについても、ホームページなどを活用し、広く情報提供する。

４　野鳥監視重点区域内の調査

県（国指定鳥獣保護区の場合は地方環境局等）は、管内の野鳥監視重点区域において、巡視を行うなど野鳥の異常の監視を強化し、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収・処理に努める。巡視の際は、野鳥の異常の有無を目視で確認できればよく、感染拡大等を考慮して原則遠方から観察する。

なお、家きんでの発生時や周辺に家きん農場（家きんを100羽以上飼養する農場（エミュー、だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場に限る。）がある場合は、野鳥監視重点区域内の調査として「渡り鳥の飛来状況・鳥類相調査」の実施が必要であることや（環境省マニュアル表Ⅲ－８）、野鳥監視重点区域における調査手法が鳥類生息状況等調査とされていることから（環境省マニュアル表Ⅲ－１）、鳥類生息状況等調査と併せて野鳥監視重点区域内の調査を実施する（表－６）。

表-６　野鳥監視重点区域内における対応

<table>
<tr><td rowspan="2">調査名</td><td></td><td colspan="2">野鳥監視重点区域内の調査</td></tr>
<tr><td colspan="2">鳥類生息状況等調査</td><td></td></tr>
<tr><td>調査項目</td><td>①情報収集</td><td>②渡り鳥飛来状況・鳥類相調査※</td><td>③異常の監視の強化</td><td>④注意喚起等</td></tr>
<tr><td>対応</td><td>野鳥監視重点区域内において、餌付けや給仕、放し飼いを行っている場所がないか市町村等にヒアリングを行い情報収集</td><td>野鳥の専門家に同行を依頼して概数調査（野鳥の種類とその数）を実施</td><td>野鳥の大量死等がないか確認</td><td>必要に応じて、地域住民、狩猟者、餌付け等を実施している者に対して注意喚起等を実施</td></tr>
<tr><td>実施体制</td><td>野鳥監視重点区域を管轄する各機関</td><td>原則、調査地点を最も多く管轄する機関
※各機関で協議し、分担することも可能</td><td colspan="2">野鳥監視重点区域を管轄する各機関</td></tr>
<tr><td>報告様式</td><td>１－Ｃ</td><td>１－Ｄ</td><td colspan="2">１－Ｃ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ケース</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">家きんを含まない場合（報告不要）</td></tr>
<tr><td colspan="3">家きんを含む場合</td></tr>
</table>

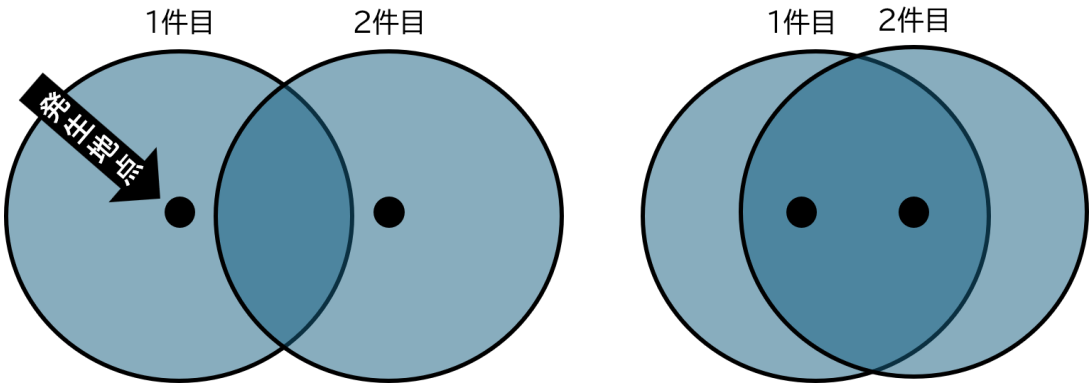
発生地付近に海鳥が集まる場所（集団繁殖地、集団ねぐら等）がある場合は、感染対策に十分に注意し、調査者の安全及び感染拡大防止対策が十分に確保できる場合には、当該場所の異常の監視等の状況把握に努める。

集団繁殖地等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合は、地方環境局等（地方環境局等が自然環境局鳥獣保護管理室に連絡）及び当該集団繁殖地等の保全等に関係する機関に連絡する。鳥獣保護管理室からの指示に応じて、当該地への地形的なアクセスの困難さや天候、準備可能な装備等も踏まえ、調査者等の安全面等を第一として、当該集団繁殖地等の死亡野鳥等の回収を行うか等の判断を行う。

５　野鳥監視重点区域の解除

高病原性鳥インフルエンザウイルス（遺伝子を含む。）が検出された場合、以下を１日目として28日目の24時に解除する。なお、複数発生で野鳥監視重点区域内において別事例の発生が確認された場合は、原則として区域内で発生した最後の事例の野鳥監視重点区域が解除されるときに同時に解除することとする（図-２）。

・野鳥等、飼養鳥の場合は回収日の次の日
・家きんの場合は防疫措置完了日の次の日
・環境試料（糞便、水等）の場合は採取日の次の日



それぞれ、死亡野鳥等を回収して28日後に解除。

期間延長。
2件目の監視重点区域の解除に合わせて解除。

図−２　野鳥監視重点区域の解除タイミング模式図

Ⅷ　対応の流れ

１　現場の状況等の確認

（１）電話等による通報の場合

野鳥等の種類（分類や特徴）と死亡している羽数を聞き取り、検査の要否を判断する。電話での情報で確認又は判断できない場合は現地調査を行う。

なお、以下の場合については検査を行わない。

・衝突死、交通事故等高病原性鳥インフルエンザ以外の死因が明確な場
・腐敗、乾燥等死後数日が経過している場合
・死体の損傷が著しい場合（スワブ等の採取ができない場合）

（２）一般住民等から死体が持ち込まれた場合

一般住民等から死体が持ち込まれた場合は、回収状況と接触した人について聞き取りを行い、陽性判定が出た場合に備え、「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」を記録する。その場で搬入者に手の洗浄、消毒を行わせるとともに、状況により、靴や車両のタイヤの消毒等も実施する。受け入れ側においても個体の取扱い、消毒等の注意事項を徹底する。

（３）傷病鳥獣としての衰弱個体の通報・搬入等の対応

傷病鳥獣として衰弱個体について通報や搬入があった場合は、個体の回収時の状況の聞き取り、症状・全身状態を注意して観察のうえ、愛鳥センター及び環境対策課と協議を行い、対応を決める。

愛鳥センターは、「新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」により対応する。

（４）住民からの通報に市町村・警察が対応した場合

市町村・警察から地域振興局健康福祉（環境）部又は環境対策課（以下、「県環境部局」という）へ連絡があった場合、詳細を聞き取り、「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」により情報の共有を図るとともに、本マニュアルに基づく対応を依頼する。

また、死亡個体の情報や安全な保管等を相互に確認した後、県環境部局が死亡個体を引き継ぐ場合は、連携して対応する。

２　死亡個体の回収と回収地点の消毒等

（１）死亡野鳥等の回収

◆　異常と判断した死亡個体等は、死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）を作成し、検査を実施するため及び感染を拡散しないために回収する。

◆　回収にあたっては、死亡個体が高病原性鳥インフルエンザウイルス感染により死亡したという想定で実施し、作業員への感染、あるいは環境中へのウイルス拡散を起こさないように十分に注意する。

◆　必ずゴムやビニール製の水を通さない手袋を装着するとともに、マスク、ゴーグル、長靴等を着用する。

◆　作業終了後は、手袋、マスク、ゴーグルは念のため密閉して、適切に処分し、長靴は靴底等に付着した土をブラシ等でよく落として消毒し（環境省マニュアルp.69 参考9参照）、着替えをする。

◆　応急的に回収する場合は、鳥の死亡個体が十分に入る大きさのビニール袋を裏返してつかみ、袋をかぶせる。

◆　回収した死亡個体は厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、そのビニール袋表面を70％アルコールで消毒した上で、さらにビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉する。それをバケツやプラスチックのコンテナなど(感染性廃棄物容器がある場合はこれを用いる)に入れ、なるべく他のものとは別にして、車等を使って、回収後24時間以内にできる限り冷蔵（4℃）により簡易検査委託機関に移送または送付する。回収地を離れる時に車のタイヤを消毒する。

◆　回収作業中は、鳥インフルエンザウイルスは鳥の体表や羽に付着している可能性があること、鳥インフルエンザウイルスが、鼻や口、目の粘膜から人に感染する可能性があることに常に注意を払う。特に、回収作業中に鼻や口、目に鳥の羽等が付着した場合は、すぐに洗い流す。

◆　死亡個体の輸送に用いた容器類は、使用後、消毒し、よく洗う。ビニール袋等は焼却処分が望ましい。車両の内部も消毒する。社内の足置用のマットやトランク内の敷物は動力噴射機等で洗うことが望ましい。

（２）回収地点の消毒

◆　死亡個体等を回収した時点で、明らかに他の原因による死亡である場合を除き、次項以下に従い消毒するが、原則として回収地点の周囲の地面（目安は半径1m）を消石灰で消毒する。消毒範囲は、地形等を考慮して決定する。（土地所有者の了解が必要な場合は了解を得ること。）

◆　回収時に消毒が不可能であった場合でも、簡易検査の結果がA型インフルエンザウイルス陽性であった場合には、回収地点の消毒をその日の内に速やかに実施する。

◆　消毒は基本的に陸域のみとし、生物が生息する水域は避ける。

◆　使用する消毒薬は対象物によって異なる。アスファルトの道路等の場合はサラシ粉やその他、物品の消毒に用いる消毒薬を散布しても良い（消毒薬については環境省マニュアルp.69 参考9参照）。

参考　消石灰の使い方

◆　消石灰は有機物の存在下でも消毒効果があるため、汚水溝、湿潤な土地などの消毒に用いられる。ウイルスの拡散防止の他、野生動物等の侵入防止の目的でも用いられる。

◆　消石灰は強アルカリ性で、鳥インフルエンザウイルスにはpH13程度の強いアルカリ性の状態で30分間作用させると消毒効果があるとされている。消石灰は放置すれば空気中の二酸化炭素を吸収してアルカリ性は下がるが、強アルカリ性が保たれなければ効果は持続しない。このため予防的に長期使用する場合は、定期的な散布が必要である。

◆　土壌表面の消毒の場合、0.5～1kg/㎡を目安（20～40㎡当たり消石灰1袋20kg）に、ホウキ等で均一に広げ、地面の表面がムラなく白くなる程度とする。なお、農業で土壌改良に使う量は100g/㎡以下であり、農地等での散布では作物への影響に注意する。

◆　消石灰の散布時は、直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないよう、マスク、メガネ（ゴーグル)、ゴム手袋等を着用することが推奨されている。

参考　消毒方法と消毒薬について

鳥インフルエンザウイルスは表面がエンベロープと呼ばれる壊れやすい膜で覆われているため、エタノールの他、次亜塩素酸ナトリウム液、逆性石けん、アルカリ液、ホルムアルデヒド液など、動物用医薬品として畜産用に市販されている多くの消毒薬が有効であるが、説明書でインフルエンザウイルスに対して効果があるとされているものを使用すること。また、ウイルスの感染性は70℃以上、1秒の加熱で失われる。

消毒薬は土壌・糞便等による汚れや低温によって効果が低下する。また寒冷地では、不凍液を混合することもある。一方、強力な消毒薬は人を含む生物に有害な場合もある。消毒する対象（土、畜舎、物品、車両、靴底、手指、など）によって、それぞれに適した消毒薬があり、目的に合わせて消毒薬を選択する必要がある。消毒薬はいずれも説明書を良く読んで、正しく希釈しなければならない。

家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、その飼養施設等を以下のように家畜伝染病予防法施行規則別表第四のウイルス（エンベロープを有するもの）に従って消毒することとされている。

消毒設備	消毒薬（いずれかを用いる）
踏込消毒槽等で、身体を消毒するためのもの	・　消石灰液（10%） ・　両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの）
消毒薬噴霧装置で、身体を消毒するためのもの	・　アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの） ・　逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）
消毒薬噴霧装置で、車両を消毒するためのもの	・　ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） ・　逆性石けん（塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの） ・　炭酸ナトリウム溶液（4%） ・　水酸化ナトリウム溶液（2%）

消毒対象と消毒薬の選択には、家畜で感染症の予防又は発生時に使われる消毒薬を指定した家畜伝染病予防法施行規則の別表第三も参考になる。

消毒薬の使い方については「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項（平成30年4月2日付け29消安第6824号農林水産省消費・安全局長通知、令和7年3月7日一部改正）」に詳細な説明がある。

（https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/index-509.pdf）

寒冷条件下でインフルエンザウイルスに対して次亜塩素酸系消毒薬又はオルソ剤、消石灰粉が有効であるが、融雪剤と塩素系消毒薬の組み合わせ、プロピレングリコールと次亜塩素酸系消毒薬の混合も有効であることも示されている（詳細は同通知p. 27参照）。

参考　消毒方法と消毒薬について（続き）

以下、消毒薬の選択、使用法の例を示す。

◆　土の消毒：消石灰の散布等が適している。

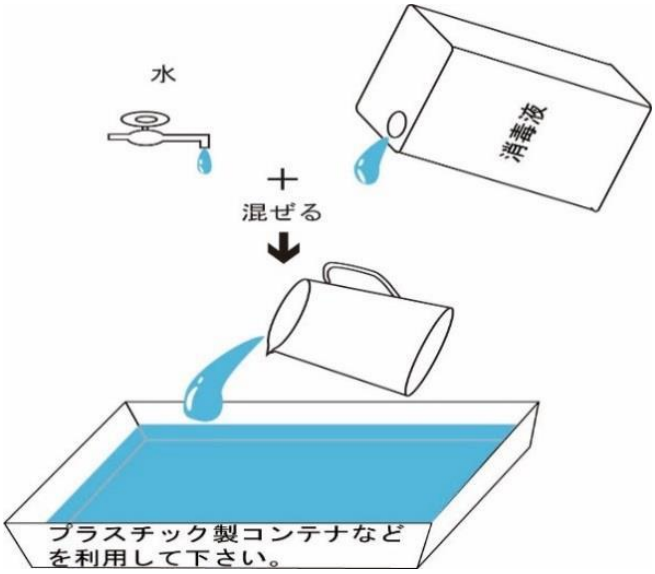
◆　靴底の消毒（持ち運び用）：スプレー容器に塩素系製剤等を入れて、必要に応じて吹きかける。上から吹きかけるのみでなく、靴底の土を落とし、溝にも十分吹きかけるように留意する。

◆　靴底の消毒（施設の出入り口など）：踏込消毒槽（参考図１）を設置し、出入りの際に必ず通り、靴底を消毒する。なるべく長靴を着用し、消毒液を深めにして確実に消毒するようにする。消毒液は畜舎や鶏舎の消毒に用いられるハロゲン塩素剤等が適している。ただし、泥や有機物が多くなると消毒効力が低下するため、1日1回以上、汚れの状況に応じて交換する必要がある。

◆　車両（タイヤ）の消毒：消毒用噴霧器を用いてハロゲン塩素剤等を吹き付ける。

◆　手指の消毒：消毒用アルコールで拭いたり、吹き付けたりする。指の間も含め、こするようにして行きわたらせる。

◆　物品の消毒：逆性石けん製剤や塩素系製剤（腐食性に注意）等をかける、又は浸す。



参考図１　踏込消毒槽の作り方

（３）死亡個体の保管と廃棄

◆　回収した死亡個体は、鳥インフルエンザの病態解明やその他の検査に利用できる可能性があるため、可能な限り、回収後１週間程度保存することが望ましい。その際には、厚手のビニール袋を二重にした中に入れて口を縛り、そのビニール袋表面を70％アルコールで消毒した上で、さらにビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉して感染が広がらないように配慮し、感染の疑いのある死亡個体であることを明示する。保管は、ウイルス活性の維持のため、冷蔵（4℃、冷凍厳禁）が望ましい。遺伝子検査陰性で死因究明のため病理組織学的検査を予定する場合は、冷蔵保存が望ましい。死亡個体は、遺伝子検査等の結果が出た後に廃棄するか、研究等に活用する場合は、環境省や検査機関と調整を行い、死亡個体の移送、凍結保存等を行う。

◆　死亡個体の廃棄は、高病原性鳥インフルエンザウイルス感染が陰性の場合でも、他の病原体が含まれている可能性もあるため、検査実施の有無や検査結果に関わらず、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ口を縛り、そのビニール袋表面を70％アルコールで消毒した上で、さらにビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉し、市町村の指示に従い、適切に処理する。念のために保管していた冷蔵庫等の消毒を行う。

３　調査実施の判断

（１）種の特定と調査の要否判断

聞き取りの結果を基に種の特定を行う。Ⅵ検査の実施により、死亡野鳥等調査が必要か判断する。

（２）調査の必要がない場合

①　調査の必要がないと判断される場合は、通報者（又は施設管理者等）等に処理を依頼する。（あくまで野生鳥獣の死体については、無主物であり回収の義務は発生しない。従来どおり、死体には念のため直接触れないように注意喚起し、適正な方法による処理を依頼する。（平成16年3月9日付け「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」を参照。）

②　その後、継続的な死亡や、周辺地での大量死等、異常が見られた場合は再度連絡するよう依頼するとともに、鳥インフルエンザウイルスは野鳥観察等の通常の接し方ではヒトに感染しないと考えられていることを説明し、冷静な対応をするよう指導する。（環境省マニュアルｐ.29「野鳥との接し方について」を参照。）

（３）調査が必要な場合

調査が必要な場合は、次の手順で実施する。

①　現地確認し、「死亡野鳥等調査一覧（１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」に、必要事項を記載するとともに、必要に応じて現場の写真（全体の状況及び個体の状況が確認できるもの）を撮影し、記録する。

②　簡易検査委託機関に連絡し簡易検査等の実施（※）を依頼する。また、環境対策課へ簡易検査等の実施を連絡する。環境対策課は愛鳥センターへ共有する。

※早期警戒期間であれば簡易検査を実施し、それ以外の期間の場合は、国内

希少野生動植物については簡易検査を実施するが、その他の野鳥については簡易検査を省略する（採材はするため、検体は送付する）。

③　現地で死亡個体を収容し、「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」と一緒に簡易検査委託機関に持参又はクール便（冷蔵）で搬入する。

④　地域振興局健康福祉（環境）部は、死亡野鳥を検査機関へ搬入する前に「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」を環境対策課にメールで送付する。

⑤　同一場所で10羽以上が死亡しているなど異常性が高い場合は、必要により、市町村に現地同行を要請する。

⑥　現地では、マスク、手袋、長靴を着用し、帰庁時には手洗い、うがい等を行うとともに、長靴等に糞尿等が付着した場合は、現地で靴底をアルコール等により消毒するとともに、帰庁後、よく洗い流すこと。

⑦　応急的に死亡個体等を回収する場合は、死亡個体が十分に入る大きさのビニール袋を裏返してつかみ、袋をかぶせる。

⑧　回収した死亡個体は、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、ビニール袋表面をアルコールで消毒した上で更にビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉する。それをバケツ等に入れなるべく他のものとは別にして搬送する。

⑨　死亡個体等の搬送に使用した器具は、使用後、消毒し、よく洗い流す。廃棄する場合は、感染性廃棄物として適正に処理する。ビニール袋等は焼却処分する。

４　検査試料の採取及び簡易検査の実施

・　簡易検査委託機関は検査を依頼された検体から検査試料（スワブ）を採取し、必要があれば簡易検査を実施する。

・　検査は、環境省マニュアルp. 73以降に従い実施する。

・　簡易検査委託機関及び検査の詳細については、年度当初に環境対策課が地域振興局健康福祉（環境）部に連絡する。

（検体番号について）

検体番号＝都道府県番号　＋検査実施月＋検査機関記号※＋検査試料番号

（新潟県１５）＋（月２桁）＋（下記記載）　＋（採取順３桁）

※　佐渡島内：Ａ　　佐渡島外：Ｂ

例：新潟県の佐渡島外で１月に検査した２個体目の場合

１５　０１　Ｂ　００２

・　簡易検査委託機関は、各地域機関から送付された様式１－Ａを統合し、管理する。また、簡易検査委託機関は毎日最新の様式１－Ａを環境対策課と情報共有する。

５　簡易検査の結果

（１）検査結果が陽性の場合

①　検査を実施した簡易検査委託機関は、直ちに検査を依頼した地域振興局健康福祉（環境）部及び環境対策課へ連絡する。

②　環境対策課は、直ちに農林水産部畜産課及び防災局危機対策課と連絡を取り合うとともに、環境省に連絡をし、併せて知事・副知事へ報告を行う。また、愛鳥センター、佐渡トキ保護センターのほか、必要に応じて福祉保健部感染症対策・薬務課、生活衛生課に連絡する。地域振興局健康福祉（環境）部は、関係市町村へ連絡する（環境対策課は新潟市）。

③　検査を実施した簡易検査委託機関は、環境省が指定する遺伝子検査機関に「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」　及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」と一緒にスワブを送付する。スワブの送付にあたっては、１個体の２種類のスワブのうち、１種類のみから陽性が出た場合も、気管、クロアカの両方のスワブを送付する。なお、同時期に同地域で回収された個体から採取されたスワブがあれば、簡易検査の結果が陰性であっても、区別がつくように明示して、陽性反応が出たスワブとあわせて送付する。

④　スワブ送付先の遺伝子検査機関については、環境対策課が環境省に確認のうえ、簡易検査委託機関に連絡する。

（２）検査結果が陰性の場合

①　検査を実施した簡易検査委託機関は、直ちに検査を依頼した地域振興局健康福祉（環境）部及び環境対策課に結果を連絡する。連絡を受けた地域振興局健康福祉（環境）部は、「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」により環境対策課に報告するとともに、関係市町村へ連絡する（環境対策課は新潟市及び愛鳥センターへ連絡する）。

②　簡易検査の結果、陰性と判定された場合、簡易検査委託機関は、環境省が指定する遺伝子検査機関へ「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」と一緒にスワブを送付する。この場合、スワブを密栓して冷蔵（４℃）で保管し、１週間以内に送付する。

③　スワブの送付は、輸送中に破損しないよう国連規格容器又はこれに準ずる容器を用い、適切な方法で行う。試料は原則として冷蔵（４℃）で送付する必要があるため、ゆうパックのチルド便等を利用する。

④　簡易検査委託機関から遺伝子検査機関にスワブを送付する際には、「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」をスワブの外箱に同梱するほか、写しの１部を保管し、１部を環境対策課にメールで送付する。

⑤　環境対策課は、受領した「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」を関東地方環境局へメールで送付する。

⑥　スワブの送付に利用した国連規格容器等は後日、送付元に検査機関から返送されて来るので受領し再利用する。

⑦　地域振興局健康福祉（環境）部及び環境対策課は、「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」を整理保管し、遺伝子

検査及びウイルス分離検査結果を追記する。また、管内図等に死体発見場所、日付及び種別等を記載してモニタリングする。おおむね３日間程度を基準とし、期間的な集中、地域的な集中等が見られる場合は、地域振興局健康福祉(環境)部と環境対策課で対応を協議する。

６　試料及び死亡個体の保管及び廃棄

①　採取したスワブは、他と区別して適切に管理し保管できる場合は、予備の試料として保管する。

②　スワブを採取したもののすぐに検査できない場合や遺伝子検査機関に送付後に予備として保管する試料などは、原則、冷蔵（４℃）して保管する。

③　試料採取後の死亡個体について、遺伝子検査において陰性の個体は簡易検査委託機関で適切に処理するものとし、陽性の個体は感染性廃棄物として処理する。

７　遺伝子検査の結果

（１）遺伝子検査（M遺伝子の確認）の結果が陽性の場合

・　遺伝子検査（M遺伝子の確認）の結果が陽性の場合、環境対策課は迅速に各連絡先に連絡するとともに、地域振興局健康福祉（環境）部に連絡する。地域振興局健康福祉（環境）部は関係市町村へ連絡する（環境対策課は新潟市)。

・　環境対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部は「死亡野鳥等調査一覧（様式１－A)」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－B)」で発生地等を確認し、検査結果等を追記する。

・　地域振興局健康福祉（環境）部は、遺伝子検査（亜型の判定、病原性の確認）又はウイルス分離検査の結果が出るまで、死亡個体があった場所の周辺を中心に、野生鳥獣に異常がないか注視する。また、回収時に一度消毒を行っていない場合は消毒を行う。

・　環境対策課は、県内の野生鳥獣の異常等についての情報を収集する。

・　環境対策課は、原則として環境省と同時に公表することとし、休日の公表については、状況に応じて環境省と協議する。

・　ただし簡易検査陽性あるいは遺伝子検査（M遺伝子の確認）陽性の段階で公表する場合は、病原性の高低が未確定の段階であり遺伝子検査（亜型の判定、病原性の確認）又はウイルス分離検査の結果、陰性となる場合もあり得ることを明記する。

（２）陰性の場合

・　検査機関（遺伝子検査の場合は環境省）から情報を受けた環境対策課は、地域機関を通じ関係市町村へ情報提供を行う。

（３）遺伝子検査（Ｈ５/Ｈ７亜型の有無、病原性の確認）又はウイルス分離検査の結果が陽性だった場合

・　環境対策課は、検査機関（又は環境省）から連絡を受け次第、迅速に各連絡先に連絡するとともに、地域振興局健康福祉（環境）部に連絡する。地域振興局健康福祉（環境）部は関係市町村へ連絡する（環境対策課は新潟市)。

・　環境対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部は「死亡野鳥等調査一覧（様式１－Ａ）」及び「死亡野鳥等調査個票（様式１－Ｂ）」で発生地等を確認し、検査結果等を追記する。
・　環境対策課は、原則として環境省と同時に公表する。また、関係機関と調整のうえ、速やかに周辺住民に情報提供し、注意喚起する。
・　環境対策課及び地域振興局健康福祉(環境)部は野生鳥獣の異常等について、巡視等により積極的に情報収集を行う。収集した情報については、県関係部局及び環境省に提供し、情報の共有化を図る。
・　環境対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部は、環境省が実施する野鳥捕獲調査、緊急調査及び追加の糞便採取調査等に協力する。また、保健所等が実施する接触者調査等関係部局が実施する調査等に協力する。

（４）陰性の場合

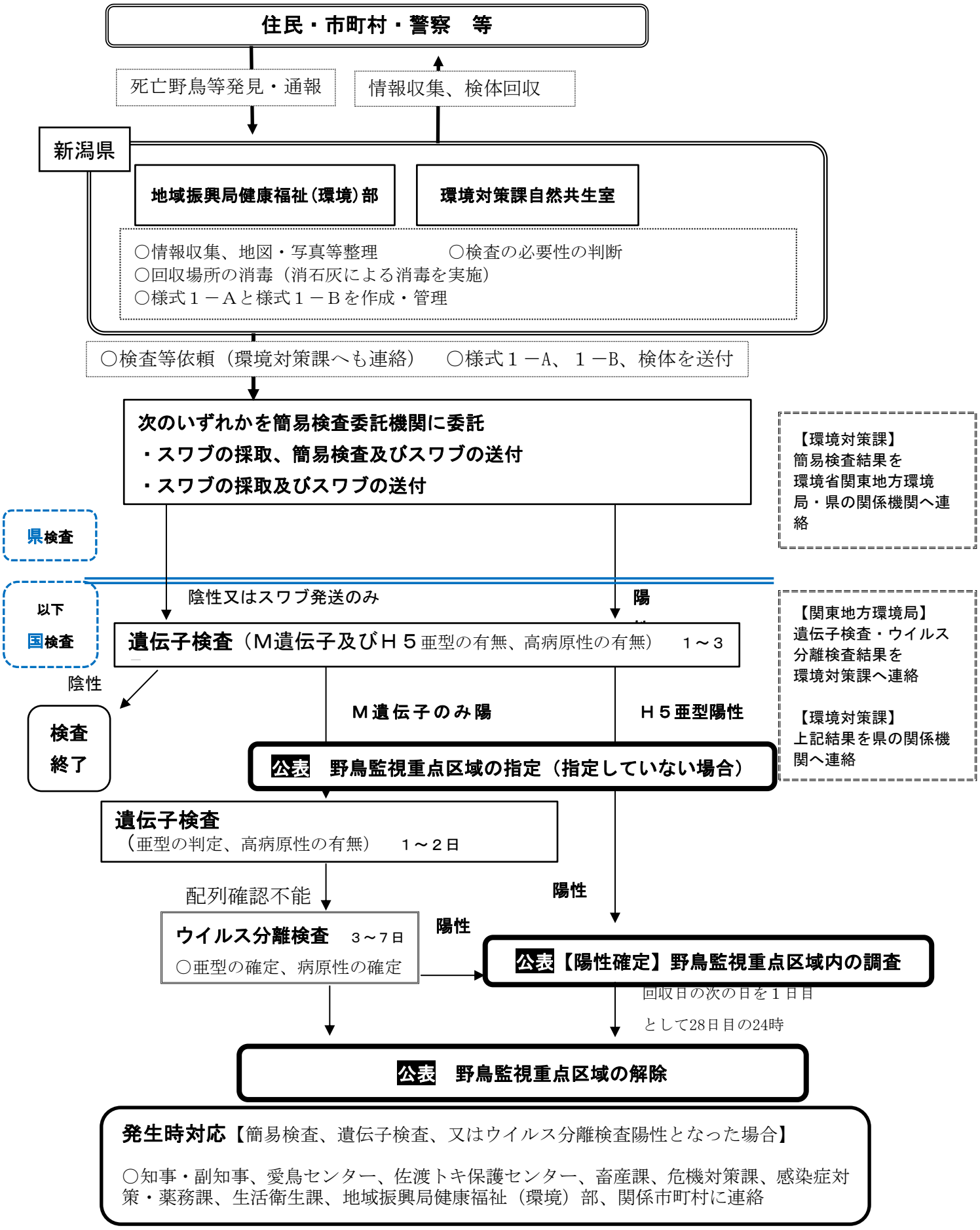
・　環境対策課は、農林水産部畜産課、防災局危機対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部のほか、必要に応じて福祉保健部感染症対策・薬務課、生活衛生課に連絡する。
・　陰性で確定したことについて、環境対策課は、原則として環境省と同時に公表する。

〈死亡個体の回収と処分－ウイルスの封じ込め〉

・　高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたら、その対応の基本はウイルスの封じ込めである。すなわち、感染して死亡したと疑われる個体を回収、密封して処分し、接触のあった場所や機材を消毒する。
・　死亡が続発するなどの理由で検査を実施しない場合でも、疑いのある死亡個体は可能な限り回収して確実に処分する必要がある。その際、作業者が感染したり、ウイルスを他へ拡散させたりしないよう、十分に注意する。
・　疑いのある場合には死亡個体を回収する時点から封じ込めを意識し、ウイルスを拡散させないように、ビニール袋に密封し、袋の上から消毒薬を散布するなどの作業を丁寧に実施する必要がある（環境省マニュアルp.60死亡野鳥等の回収参照)。
・　死亡個体の処分は焼却を基本とする。確実に最後まで焼却するようにし、焼却までの間に包装が破損して露出しないよう十分注意する。やむを得ない場合には、十分に注意して埋却する（環境省マニュアルp.65死亡個体の保管と廃棄参照)。

〈注意事項〉

発生地周辺で調査を実施するにあたっては、調査員がウイルスを運んで感染を拡大させることがないよう、発生地（野鳥の場合は死亡個体等回収地点から半径5m程度）を出入りする場合には靴底及び車両（タイヤ）を消毒する。家きん及び飼養鳥での発生の場合は、発生地周辺の調査では家畜保健衛生所等の指示に従い、必要に応じて消毒ポイントで車両消毒を行うなど、感染を拡大しないように留意し、発生農場や発生飼養施設には原則入らないこととする。


住民・市町村・警察　等
死亡野鳥等発見・通報
情報収集、検体回収
新潟県
地域振興局健康福祉(環境)部
環境対策課自然共生室
○情報収集、地図・写真等整理　○検査の必要性の判断
○回収場所の消毒（消石灰による消毒を実施）
○様式１－Ａと様式１－Ｂを作成・管理
○検査等依頼（環境対策課へも連絡）　○様式１－A、１－B、検体を送付
次のいずれかを簡易検査委託機関に委託
・スワブの採取、簡易検査及びスワブの送付
・スワブの採取及びスワブの送付
【環境対策課】
簡易検査結果を
環境省関東地方環境
局・県の関係機関へ連
絡
県検査
以下
国検査
陰性又はスワブ発送のみ
陽
遺伝子検査（M遺伝子及びＨ５亜型の有無、高病原性の有無）　１～３
陰性
検査
終了
Ｍ遺伝子のみ陽
Ｈ５亜型陽性
【関東地方環境局】
遺伝子検査・ウイルス
分離検査結果を
環境対策課へ連絡
【環境対策課】
上記結果を県の関係機
関へ連絡
公表　野鳥監視重点区域の指定（指定していない場合）
遺伝子検査
（亜型の判定、高病原性の有無）　１～２日
配列確認不能
陽性
陽性
ウイルス分離検査　３～７日
○亜型の確定、病原性の確定
公表【陽性確定】野鳥監視重点区域内の調査
回収日の次の日を１日目
として28日目の24時
公表　野鳥監視重点区域の解除
発生時対応【簡易検査、遺伝子検査、又はウイルス分離検査陽性となった場合】
○知事・副知事、愛鳥センター、佐渡トキ保護センター、畜産課、危機対策課、感染症対策・薬務課、生活衛生課、地域振興局健康福祉（環境）部、関係市町村に連絡

図−３業務フロー図

Ⅸ　その他

１　関係機関との連携、啓発

（１）消毒等への協力

家畜伝染病予防法第10条に基づく感染死亡個体等の回収場所の消毒や通行制限・遮断について、家畜衛生部局に協力するなど適切に対応する。

（２）狩猟者等への情報提供

一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることから、狩猟者等に対し、シーズン前およびシーズン中に必要に応じて発生地点での狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書やホームページ等で実施する。

（３）家きん発生時の野生鳥獣への二次感染防止

平成16年（2004年）の野生のハシブトガラスへの感染は、家きんでの発生農場における廃棄物等の不適切な処理による野鳥への二次感染である可能性が指摘された。また、家きんの発生との関連性は不明であるが、発生農場内で平成28年度（2016年度）にはハシボソガラス、令和６年度（2024年度）にはハシブトガラスの死亡個体が回収された。家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染された廃棄物等の適切な処理について、家畜衛生担当部局等とともに連携することが必要である。

２　人の健康管理

（１）作業者の感染防止

死亡個体等の回収や検査、処分等の作業者がウイルスに感染しないように、手袋やマスクの着用、消毒しやすい服装、長靴等を着用して頻繁に消毒するなど、感染防御に注意を払う。高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染確認以降の野鳥監視重点区域での死亡個体の回収や衰弱個体の捕獲では、使い捨ての感染防護服（PPE)、手袋、マスク、ゴーグル等を着用することが望ましい。

（２）感染症法に基づく届出

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第13条第１項に基づき、Ｈ５Ｎ１亜型又はＨ７Ｎ９亜型インフルエンザウイルスに感染している鳥類を診断した獣医師は保健所に届け出る必要がある。本サーベイランスでは遺伝子検査又はウイルス分離検査でＨ５Ｎ１亜型又はＨ７Ｎ９亜型のウイルスに感染していることが確定した段階で届け出ることになる。

なお、環境省マニュアルでは、自治体において簡易検査を実施し、その後検査機関で実施する遺伝子検査又はウイルス分離検査で感染が確定された場合においても、基本的に、検査機関ではなく、検査を依頼した自治体から保健所へ届け出ることとされていることから、感染が確定された事例については環境対策課から届出を行う。

３　接触者への調査等

高病原性鳥インフルエンザウイルスが人に感染する可能性は低いものの、海外においては人に感染した事例が確認されている。このため鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、接触者の健康に異常がないか、都道府県等の保健所を含む保健衛生部局が疫学調査を行うこととされている。感染鳥類又は、その排泄物等と直接接触したすべての者が対象となる。また、感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者も対象となることがある。疫学調査の結果、感染鳥類等と直接接触した者は、保健衛生部局により、最終接触後10日間程度の健康観察を要請される（環境省マニュアルp. 153参考資料1参照）。

関係者は、ウイルスが同定される前であっても、これら保健衛生部局が実施する疫学調査に対して可能な限り積極的に協力する。

発生地点周辺の保護収容施設等においても接触している可能性があると考えられるため、これらの接触者のリスト作成や調査に協力する。また、死亡個体等回収の10日以内前に回収地点に立ち入ったり、同様の野鳥等に接触したりした者がいなかったか等の情報収集も必要である。

４　集団渡来地等で発生した場合

集団渡来地等（集団渡来地をはじめとする野鳥等が高密度になる場所）において高病原性鳥インフルエンザが発生し、大量死のおそれがある場合の基本的考え方は、周辺地域へのウイルス拡散防止と群れの中での感染拡大防止である。

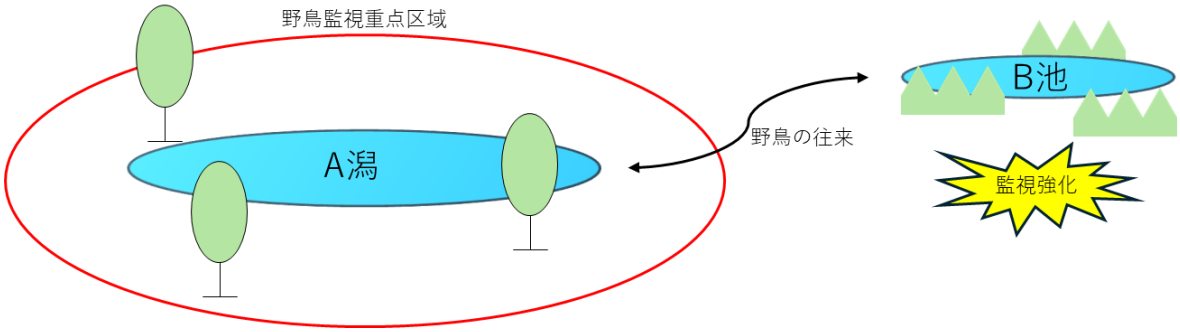
そのため、地域へのウイルス拡散防止や群れの中での感染拡大防止を目標とし対策を講ずる。なお、衰弱個体の収容、収容後の対応については注意を要する。

また、集団渡来地で発生した場合は、環境省と個別に協議を行うこととなるので、発生が確認された場合あるいは発生の兆候が観察された場合は環境対策課に連絡する。

集団渡来地等において高病原性鳥インフルエンザが確認された場合は、当該地周辺だけでなく、野鳥監視重点区域外の野鳥が多く確認される地点においても異常が続発する懸念があることから、野鳥監視重点区域外の野鳥の利用が多い場所も含めて監視を強化する（図−４）。

監視は、調査者の安全確保及び鳥獣への影響（感染個体の拡散、繁殖阻害等）を鑑み、集団渡来地等の外からの観察を基本とする。

外からの観察が困難な場合は、アクセス難度や感染対策などの調査者の安全確保を最優先し、内部における調査の実施の可否を検討する。集団繁殖地では幼鳥等の死亡も通常時から発生するため、著しい数の死亡野鳥等が確認された際に、検体採取を実施する。調査の実施の際の装備は、個人防護具（PPE：使い捨て感染防護服、手袋（検体採取時はニトリル手袋またはラテックス手袋）、マスク、ゴーグル等）を必ず着用し、表−５を参考に調査者の感染防御に努めること。



図−４　野鳥監視重点区域外の地点を強化する場合の模式図

表−５　集団繁殖地及び集団ねぐらの調査の装備等

分類	名称	備考
感染防御用具	ゴーグル	
	使い捨て感染防護服（PPE）	資材の確保状況に応じては、使い捨て雨具等も検討
	ゴム又はビニール手袋 （死亡個体の取り扱い用）	
	ラテックス又はニトリル手袋 （細かな作業用）	
	使い捨てマスク	
	テープ	手首・足首・PPE上下固定用
	消毒噴霧器	
	消毒液	必要量
	使い捨てザックカバー	
	ビニール袋（資材回収用）	数十枚以上、厚さ0.1㎜以上のものが望ましい。
個人装備	作業着	
	長靴（またはスパイク足袋）	離島調査時はキャンプサイト用・上陸時・離島時の靴とは別に、調査用の長靴を準備

表−６　集団渡来地で発生時の基本的対応

目標	対応手法
地域へのウイルス拡散防止	元気な個体の捕獲、捕殺は、群れの拡散を起こし、感染個体が飛散する可能性があるため実施しない。
	給餌に強く依存している個体群は、給餌の中止により群れが移動しウイルスが拡散する可能性があるため、状況に応じて給餌を継続することも検討する。
	観光目的の一般人による給餌は休止する。
群れの中での感染拡大防止	群れの観察強化。
	衰弱個体、死亡個体の早期発見、収容・回収。（衰弱個体は無理な捕獲は行わない。）
	衰弱個体、死亡個体の収容・回収場所の消毒。（鳥や環境に与える影響に留意する。）
	鳥の密度が高いほど感染が急速に拡大するので、群れが拡散しないよう留意しつつ、群れの密度を下げる方法を検討。 （例：給餌している場合は給餌面積を拡大する等）
衰弱個体の取扱い	（捕獲について） 完全に動けなくなるまで待つ等、捕獲のタイミングに注意する（無理な捕獲は行わない）。作業者は防護服、手袋、マスク、長靴の着用などにより感染防止に注意する。 衰弱個体を捕獲した場合は、捕獲された現場周辺の発生状況、収容施設の確保状況、獣医師等の意見を踏まえ、収容の実施、または、できる限り苦痛を与えない方法で安楽殺の実施を検討する。（簡易検査の実施は、その都度環境対策課と協議する。） 捕獲後に死亡、または安楽殺した死亡個体は、簡易検査機関へ送り、簡易検査を実施する。
	（収容について） 収容は、必要により当該個体が高病原性鳥インフルエンザに感染している可能性及び養鶏場の立地等の周辺状況も考慮して、他個体や人への感染防止、ウイルス拡散防止が可能な施設において行う。 なお、施設を仮設する場合は、個体発見場所管理者の協力を得ながら、上記の要件を満たすよう十分に留意する。
	（輸送について） 収容地点と収容施設に距離がある場合は、輸送中にウイルスを拡散させないよう、輸送方法にも配慮する。
	（収容後の対応について） 当該個体の症状や状態に関する獣医師等の意見、収容施設の収容能力等により、飼育の継続、又は、苦痛を与えない方法での安楽殺の判断を適宜行う。（簡易検査についてはその都度環境対策課と協議する。）
	（飼育ケージについて）・（飼育作業について） 仮設等により設置する場合は、環境省マニュアルを参考とする。

５　哺乳類のサーベイランス（調査）について

哺乳類における検査基準は、環境省マニュアル(p.88以降)により、検査優先種は表-７のとおり、対応レベル等に基づく検査基準は表-８のとおり定められており、感染が疑われる場合は検査の実施を検討するとされている。

哺乳類への感染は、鳥類の感染から続発する形で発生することから、検査基準を満たす場合において、生存時に重度の神経症状を呈していた等の感染が疑われる情報があった場合には、検査を検討する。

哺乳類の簡易検査は原則省略される。検体又はスワブの送付については、図-５に従って環境省指定の検査機関へ送付する。

表-７　哺乳類の検査優先種

検査優先種1（6種）		
食肉目イヌ科	食肉目イタチ科	検査優先種1は陽性事例のある種及び高リスクと考えられる国内希少野生動植物種とし、国内の感染の広がりと希少種への影響をモニタリングする。
アカギツネ	ニホンテン	
タヌキ	食肉目アザラシ科	
食肉目アライグマ科	ゼニガタアザラシ※3	
アライグマ		
食肉目ネコ科		
ベンガルヤマネコ（ツシマヤマネコ※1、イリオモテヤマネコ※1）		
検査優先種2（6種）		
食肉目イタチ科		検査優先種2は国内及び国際的な事例から評価して今後国内発生が考えられる種。宿主域の広がりの評価を目的とする。
ニホンイタチ	クロテン	
シベリアイタチ	オコジョ	
ミンク	イイズナ	
検査優先種3		
食肉目クマ科	食肉目マングース科	検査優先種3は近縁種で海外の発生事例があるが、検査優先種2と比較して低頻度であったものもしくは集団発生での記録が多いもの。
ヒグマ、ツキノワグマ※3	フイリマングース	
食肉目イタチ科	食肉目ジャコウネコ科	
検査優先種1、2を除く全種	ハクビシン	
食肉目アザラシ科	食肉目イヌ科	
検査優先種2を除く全種※3	イヌ※2	
食肉目アシカ科	食肉目ネコ科	
検査優先種1、2を除く全種※3	イエネコ※2	
その他の種		
食肉目の他に、齧歯目、兎形目、鯨偶蹄目での発生が海外で確認されているが、野生下での発生事例数が食肉目と比較して少ないためその他の種とする。		

※1　種の保存法に定める国内希少野生動植物種に該当するため、取り扱いについてはIII.2.3.現地調査の注意事項（p.57）を参照し、質問等あれば環境省野生生物課に必要な手続き等を確認。

※2　本マニュアルの対象は野生動物のため、鳥獣保護管理法の対象となるノイヌ、ノネコを対象とする。種としてのイエネコは海外事例での発生は多いが、その多くは飼育下（主に農場）の個体であるため検査優先種3とした。鳥獣保護管理法上のノイヌ及びノネコについて、鳥獣行政担当部局が所掌しない場合は、担当部局に情報共有して対応を整理しておくことが望ましい。

※3　大型で送付が困難な個体については地方環境局と相談のうえ検査の実施を検討する。

- 種名に下線を引いたものは検査検体として死体を送付することが想定される。但し、個体が大型で輸送が困難な場合は他の大型の種と同様に扱うことを妨げない。
- 生存時に重度の神経症状を呈していたという情報があった場合、野鳥監視重点区域で感染確認鳥類を発見地点の近く（見渡せる範囲程度を目安とする。）で死亡していた場合など 、感染が疑われる状況があった場合には、獣種や頭数に関わらず検査対象とする。
- 鳥獣保護管理法の対象種でないラッコ及びキタオットセイについては、それぞれ検査優先種1、検査優先種2相当の対応とする。

表-８　哺乳類における検査基準

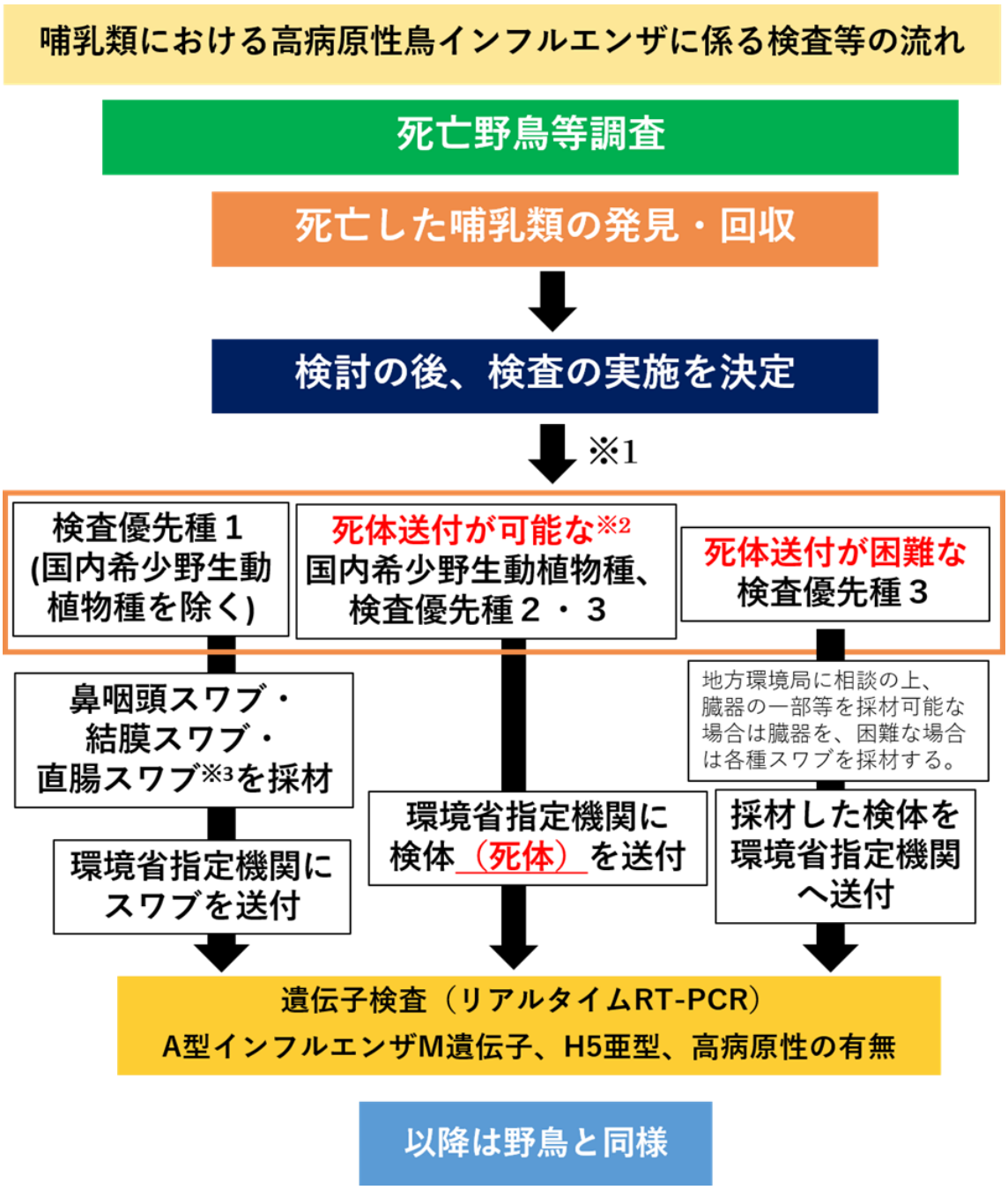
対応レベル等	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
野鳥監視重点区域	1頭以上	1頭以上※1	2頭以上※2	※3

※1　野鳥監視重点区域における陽性個体発見地点の近隣（半径1km以内）に限る。

※2　陽性個体発見地点の近隣（半径1km以内）において、同一地点（見渡せる範囲程度を目安とする。）で野鳥監視重点区域の設定期間中に、死因不明の検査優先種1～3に該当する哺乳類が獣種を問わず2頭以上発見された場合は、検査優先種3も検査対象とする。

※3　重度の神経症状を呈している、野鳥監視重点区域で感染確認鳥類を発見した地点の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には、獣種や頭数に関わらず検査対象とする。

- 野鳥監視重点区域外であっても、検査対象となる野鳥が複数死亡している地点において、検査結果確定前に哺乳類の死亡個体が確認された場合は検査を検討することが望ましい。
- 継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査対象とする頭数を減らす等、表IV-1にこだわらず、検査の効率化を図っても差し支えない（環境省マニュアルp.32 II.3.7. 継続発生時の検査及び対応参照）。



※1　哺乳類においては簡易検査は原則省略とする。

※2　表IV-2で下線を引いたものを想定する。但し、個体が大型で輸送が困難な場合は他の大型の種と同様に扱うことを妨げない。

※3　多包条虫（エキノコックス）の感染拡大の危険性がある地域では省略。

※4　国内希少野生動植物種を取り扱う際には、III. 2. 3. 現地調査の注意事項(p. 57)を参照し、質問等あれば環境省野生生物課に必要な手続き等を確認。

図−５　哺乳類の検体のフロー

Ｘ　愛鳥センターにおける傷病鳥獣等の収容

１　通常時の防疫体制について

愛鳥センターでは平常時から、収容個体の状況の注視、観察、施設の消毒等の実施により、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に努めるものとする。

２　一般住民等から傷病鳥獣の搬入があった場合の対応

- 愛鳥センターに直接、一般住民から傷病個体の持ち込みがあった場合は、傷病鳥獣の症状や収容時の状況等を聞き取り、必要に応じて、愛鳥センターで簡易検査を実施する。
- 搬入者には、その場で手の洗浄、消毒を行わせるとともに、状況により、靴や車両のタイヤ等を消毒する。
- 簡易検査の結果が陽性の場合には、環境対策課に連絡するとともに、遺伝子検査のため検査機関にスワブ等を送付する。なお、送付先機関については、環境対策課で環境省に確認のうえ愛鳥センターに連絡する。
- 収容した傷病個体の取扱いについては、「新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」によることとする。

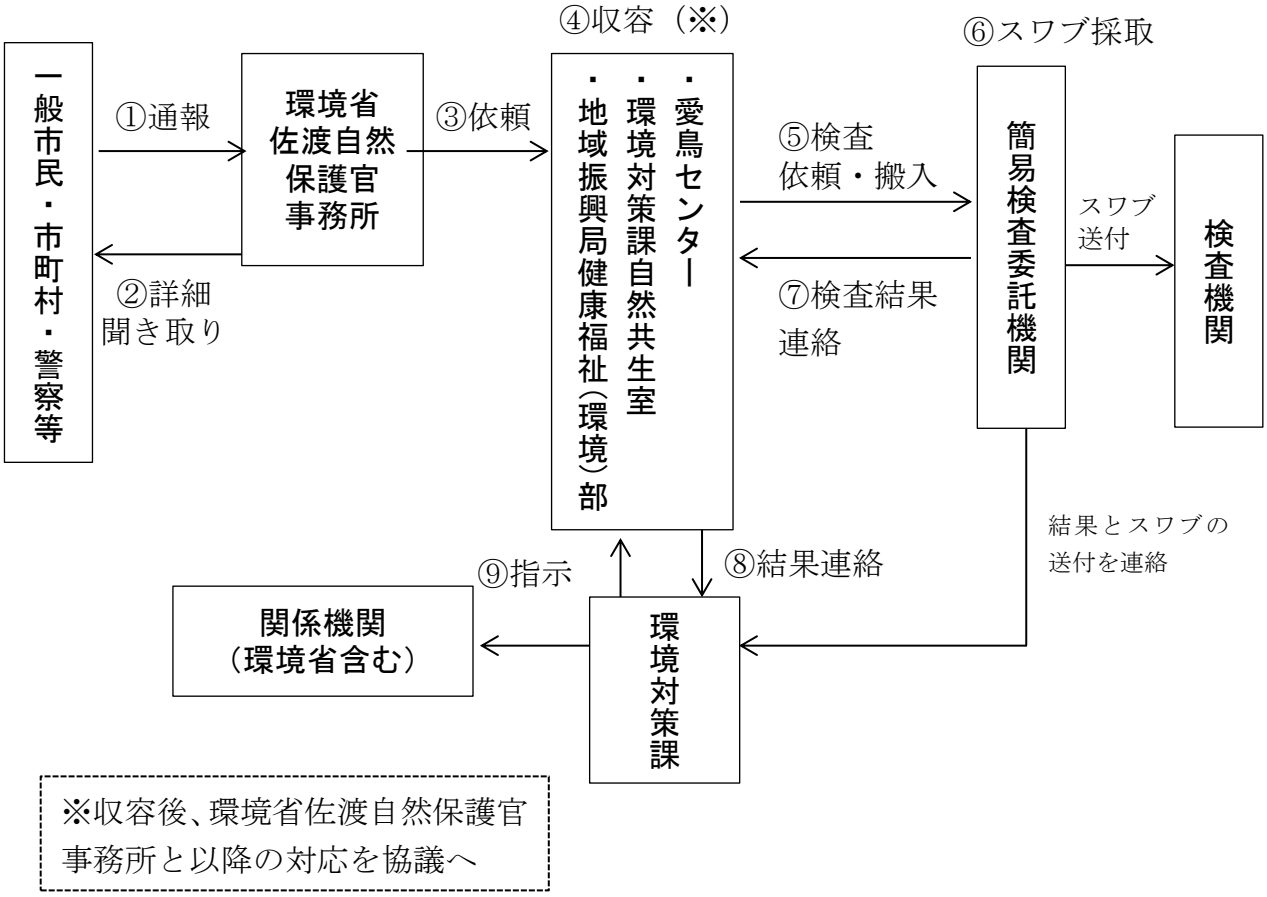
３　収容鳥獣等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合

収容している鳥獣に高病原性鳥インフルエンザ感染の疑いが生じた場合には、速やかに環境対策課に連絡する。

Ⅺ　トキにおける対応

◆　土・日・祝日含め24時間対応とする。
詳細については、「新潟県内における野生下トキ異常時対応マニュアル」によるものとする。

◆　・佐渡島内
対応レベル３または県内発生時（対応レベル１または２の場合対応なし）
・佐渡島以外の新潟県
対応レベルに関係なく随時



図−６　トキの連絡体制

Ⅻ　天然記念物等における対応

文化財保護法においては、天然記念物等（天然記念物及び特別天然記念物）の取り扱いについて規定がされているが、死亡した個体は適用外である。

したがって、天然記念物等が死亡しており、検査が必要と判断された場合、基本的には一般野鳥と同様に回収し、簡易検査機関へ送付する。

ただし、足環等が装着されているなど、所有者がいる死亡個体については、所有者の指示に従う。

また、天然記念物等が死亡していた場合、文化財保護担当部局から文化庁へ滅失届を提出する必要があることから、発見場所、状況、発見者等の情報について、市町村文化財保護担当課へ共有する。

なお、天然記念物等が生存している場合は、保護の前に文化庁へ対応を確認する必要があるため、地域振興局健康福祉（環境）部は速や環境対策課へ連絡し、環境対策課は県文化財保護担当課へ共有し、指示を受けることとする。

ケース	対応①	対応②
所有者なし	回収し、簡易検査機関へ送付	市町村文化財保護担当課へ共有
所有者あり（足環装着等）	所有者を調査し連絡	指示に従い対応
生存（衰弱）個体	環境対策課が県文化財保護担当課へ連絡	指示に従い対応

（様式１－A）

死亡野鳥等調査一覧

都道府県	検体番号	野鳥/哺乳類の種類		発見場所	発見日	収容日	簡易検査		遺伝子検査		確定検査		
		種	状態				検査日※	結果	検査日※	結果	検査日※	結果	亜型
A県	6002A001	オオハクチョウ	衰弱個体が死亡、損傷が激しい	B村（D湖畔）	2026/10/30	2026/10/30	2026/10/30	陰性					
A県	6002A002	オオハクチョウ	死体で発見	B村（D湖畔）	2026/10/30	2026/10/30	2026/10/30	陰性					
A県	6002A003	テン	ハクチョウの近くで死亡	B村（D湖畔）	2026/10/30	2026/10/30							

検体番号
→　都道府県番号（15番）＋検査実施月＋検査機関記号※＋検査資料番号
※　佐渡島内：A　　佐渡島外：B

例：新潟県の佐渡島外で1月に検査した２個体目の場合
１５　０１　Ｂ　００２

※検査日は、結果が確定した日

【記載上の注意】

1．1行に1個体の情報を記録する。（同一箇所における同種複数個体回収の場合は適宜まとめて構わない。）
2．簡易検査結果が陰性の個体については、検体は遺伝子検査機関に、死亡野鳥等調査報告書は、地方環境局と遺伝子検査機関両方に送付する。
3．検体番号：都道府県番号（2桁）＋月(2桁）＋実施機関記号（アルファベット）＋野鳥の個体整理番号（3桁）
4．確定検査において陽性と転じることもあるため、死亡個体に関する情報をできるかぎり記録にとどめる。可能であれば死亡個体の写真撮影も行う。
5．発見、回収・収容に関する詳細情報は個票（様式１－B）に記載する。確定検査において陽性と転じることもあるため、死亡個体に関する情報を可能であれば死亡個体の写真撮影も行う。
6．発見場所については、できる限り詳しく記載し、可能であれば個票に経度・緯度の記録、写真の撮影等を行う。
7．個票の個体の状態は、死亡個体の損傷、腐敗等の状態を記入する。
8．個票の備考には、複数個体が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況を、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報があれば記載する。

（様式１－B）

死亡野鳥等調査個票＜死亡個体発見～確定検査まで＞			
発見	発見場所	都道府県	A県
		市町村等	B村（D湖畔）
		緯度経度	緯度　　経度
	発見日時	発見日	2008/1/30
		発見時刻	11:00
	発見個体	種類	オオハクチョウ
		性別、年齢区分	
		発見個体数	2
		状態	衰弱個体が死亡、損傷が激しい
	発見者	氏名	鳥山鴨夫
		所属	鳥獣保護センター職員（巡視中）
回収・収容	回収場所	場所	○○ダム
		管理者	○○ダム管理事務所
	回収日時	回収日	2008/1/30
		回収時刻	12:00
	回収者	氏名	鳥山鴨夫
		所属	鳥獣保護センター職員（巡視中：発見者に同じ）
	接触者	氏名	
		連絡先	
	回収方法		ビニール袋で3重に密封（ビニール外側消毒済み）
	収容先		家畜保健衛生所
	処分	方法	焼却
		処分日	
		場所	家畜保健衛生所
採材	検体番号		6002A001
	鳥類採材部位※1	C	1
		T	1
	哺乳類採材部位※2	N	
		E	
		R	
簡易検査	実施者		家畜保健衛生所
	検査日※3		2008/2/1
	結果	陰性・陽性	陰性
遺伝子検査	実施者		
	検査日※※		
	結果	陰性・陽性	
確定検査	実施者		
	検査日※※		
	結果	陰性・陽性	
		亜型	
野鳥監視重点区域	指定日		
	解除日		
備考	死体発見時１ｍ間隔で２羽発見		

※1 スワブ採取場所（クロアカ採取の場合：C欄に１、気管採取の場合：T欄に１、採取しなければ０）を記入する
※2 スワブ採取場所（鼻腔はN、眼瞼はE、直腸はRとし採材したものに１を採材しなければ0）を記入する
※3 遺伝子検査と確定検査は結果が確定した日

参考　調査用紙の記入

・　死亡野鳥等調査一覧（様式1-A）および死亡野鳥等調査個票（様式1-B）に死亡個体に関する情報をできる限り記録する。可能であれば死亡個体の写真撮影も行う。写真は種の同定や死亡状況の理解に役立つことがある。

・　個体毎に検体番号をつける。検体番号は都道府県番号（2桁）＋月（2桁）＋実施機関記号（アルファベット）＋個体の個体整理番号（3桁）とする。死亡野鳥等調査一覧には、1行に1個体の情報を記録する。

・　発見場所については、できる限り詳しく記載し、可能であれば経度・緯度の記録、写真の撮影等を行う。

・　個体の状態の欄には、死亡個体の損傷、腐敗等の状態を記入する。

・　備考欄には、発見時の状態（複数の鳥が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況）を、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報等があれば記載する。

・　調査用紙はできる限り電子媒体での入力を行い、記録に残す。

参考　検査試料の採取

野鳥の場合

・　野鳥に異常が見られ、検査対象に該当する場合は、高病原性鳥インフルエンザの可能性があるため、死亡個体等から検査試料を採取し、A型インフルエンザウイルスの簡易検査を実施する。例えば状況と外傷から判断して交通事故死であることが自明であるなど、死因が感染症以外であることが明白な場合は実施する必要はない。

・　検査試料は死後24時間以内のものが望ましく、死亡個体の数が多い場合は、新鮮な死亡個体を4～5個体選んでスワブを採取する。死後日数が経過して明らかに腐敗・変敗しているものは検体から除外する。

・　試料の採取や簡易検査は、手法や検査結果の判定に習熟した家畜保健衛生所等の職員や獣医師等と協力して実施するのが望ましい。

・　検査試料は鳥の死亡個体等の呼吸器のぬぐい液(気管スワブ又は咽候頭スワブ:T）と総排泄腔のぬぐい液（クロアカスワブ：C)）を滅菌綿棒で採取する。

・　試料採取の際には使い捨ての手袋及びマスクを装着する。

・　サンプル管に約2mlの滅菌リン酸緩衝生理食塩水（PBS）を入れておく。PBSの代わりに市販のウイルス輸送培地を用いてもよい。滅菌生理食塩水でも不可ではないが、緩衝剤の入ったPBSの方が望ましい。

哺乳類の場合

哺乳類の検査材料の採取に関する留意事項は野鳥に準ずる（環境省マニュアルp.73 III.3.4. 簡易検査と試料送付)。但し、哺乳類は野鳥からの続発事例を想定しているため、簡易検査は原則省略とする。一方、作業者及び周辺住民の不安低減などのために簡易検査を実施することは妨げない（簡易検査で陽性となった場合は野鳥と同様に直ちに環境省に連絡する)。

・ 国内希少野生動植物種ではない検査優先種１に該当する哺乳類では検査試料として、死亡個体等の呼吸器から鼻咽頭スワブ（N)、眼から結膜スワブ（E)、直腸から直腸スワブ（R）を滅菌綿棒で採取する。多包条虫（エキノコックス）の感染拡大の危険性がある地域においては、感染防止のため、直腸スワブは省略する。

・ 国内希少野生動植物種、検査優先種２、検査優先種３、その他の種については輸送可能な大きさであれば下記の方法で指定検査機関へ死体を送付する。この時、輸送を想定される種は表-６中に下線で示した。しかし、個体が大型で輸送が困難な場合などは大型の種と同様に扱うことを妨げない。輸送が困難な大型の種は地方環境局と相談の上検査の実施を検討する。

・ 採材には適切なサイズの滅菌綿棒を選ぶ。綿棒の先を手で触れないよう注意し、個体の鼻咽頭・直腸に挿入し、表面の粘液や粘膜を数回こすりとるようにして採取する（環境省マニュアルp.95 図IV-2)。結膜スワブは瞼を持ち上げて、瞼を裏打ちする結膜を数回こすり取るようにして採取する。小型の哺乳類で鼻腔への挿入が難しい場合は、口腔内で咽喉頭スワブを採取する。

・ 綿棒はそのまま個別にPBS等が入ったサンプル管に入れ、スワブを湿らせ、蓋を密閉する。スワブに何も付着していないように見えても構わない。長い綿棒の場合は柄を折るか切るかして、確実に蓋が閉まるようにする（ただちに簡易検査を実施する分についてはこの限りではないが、保存用スワブについては確実に密閉する)。

・ サンプル管に検体番号、スワブの区分（E、N、R）を油性マジックで記入する。簡易検査の他、遺伝子検査も実施するため、可能な限り1個体1部位から3検体（簡易検査用、遺伝子検査用、予備）以上の試料を採取し、1検体は予備として各都道府県で保管しておくことが望ましい（環境省マニュアルp.82 III.3.4.(5) 試料の保管と廃棄参照)。

・ 哺乳類における高病原性鳥インフルエンザウイルスの排出は国内の検査実績では直腸が多いと考えられるため、検査キットの数に制限があるなど1個体で1検体しか検査しない場合は、直腸の検体を優先する（検査精度が下がる場合があるため、3種類のスワブを混合しない)。

新潟県野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ
対応マニュアル

平成16年５月10日制定
平成21年５月27日改正
平成23年10月28日改正
平成24年11月30日改正
平成25年12月11日改正
平成26年10月15日改正
平成28年２月１日改正
平成29年11月14日改正
平成30年11月20日改正
令和３年10月19日改正
令和４年４月１日一部改正
令和４年11月１日改正
令和５年12月１日改正
令和７年10月31日改正
令和８年10月30日改正